

市民の理解度を踏まえた法律用語の解説に関する研究

— 辞書記載比較 — (後編)

大河原 眞 美 金 光 寛 之

A Study on Japanese Plain Civil Legal Terms Based on Lay Understanding: A Comparison of Explanations between a Legal-Terminology Dictionary and a Japanese-Language Dictionary (Second Part)

Mami Hiraike OKAWARA · Hiroyuki KANEMITSU

要 旨

本稿(後編)は、前編に引き続き、民事関連法律用語の解説するにあたり、その資料として、『明鏡 国語辞典』と『有斐閣 法律用語辞典』の説明、語源を比較したものである。留学生向けの日本法の入門書の民法分野の234語について、国立国語研究所の『現代日本語書き言葉均衡コーパス』を検索ツール『中納言』で検索し、使用例をダウンロードし、法律分野での使用例が多いもの順に並べ、上位98語を辞書比較の対象とした。前編では上位1位から50位の用語までを扱い、本稿(後編)では51位から98位までの用語までを扱った。

Summary

This research shows how 98 civil legal terms are described in a Japanese-language dictionary and a legal-terminology dictionary, in addition to the etymology of the terms. The 98 words are selected by our previous research on actual lay usage of the 234 civil legal words which appeared in an introductory law textbook, using Balanced Corpus of Contemporary Written Japanese provided by National Institute for Japanese Language and Linguistics. In this paper we show the latter half of the surveyed words, 48 words, and discuss the difference of listing the 98 words between the Japanese-language dictionary and the legal-terminology dictionary.

2、民事関連法律用語の辞書記載

(3) 民事関連法律用語の辞書記載比較

民事関連法律用語51位から98位までの48語の解説表

	明鏡国語辞典	法律用語辞典	語源
51 嫡出	法律上の婚姻関係にある夫婦間における出生。→嫡出子	嫡出〔名〕法律上の婚姻関係にある男女の間に生まれること。てきしゅつ。「一子」⇔庶出	liberi naturales (実子) に由来する。(船田享二著『ローマ法第4巻』132頁)
52 約款	約款〔名〕条約・契約などに定められている個々の条項。	一般的には、契約に定められている個々の条項をいうが、あらかじめ定型的内容が定められている契約、特に付合契約の条項を指す場合が多い。運送事業、保険事業など不特定多数の利用者を相手とする事業においては、約款を定めることにより、一定の条件の下で迅速かつ安全に数多くの契約が成立し得るようにしている。この場合、約款は一般公衆の公共的な事業の利用関係を規律するものであるため、その制定については主務大臣の認可等、国の関与を要することとされている場合が多い。	ラテン語のmemorandum, lexに由来する。(研究社 新英和中辞典)
53 持分	持ち分〔名〕①全体の中で各人が所有または負担している部分。「一に応じた責任」②財産の共有関係で、個々の共有者が共有物についてもっている権利、またはその割合。◆《表記》公用文では「持分」	[1] 共有関係において各共有者が有している権利(持分権)又は共有物に占める各共有者の権利の割合。例えば、持分の放棄という場合は前者であり、持分に応じた管理費の負担という場合は後者である。[2] 持分会社の社員、中小企業協同組合、農業共同組合などの協同組合の組合員などの法人の構成員としての権利義務関係について用いられる場合には、社員・組合員など構成員としての地位(いわゆる社員権)を指して用いられる場合と、その法人財産に占める社員・組合員等の構成員の権利義務の割合を示す額的なものの意味で用いられることがある。	ラテン語のcommunioに由来する。(ゲオルク・クリンゲンベルク著 瀧澤栄治訳『ローマ物権法講義』44頁)
54 血族	血族〔名〕血縁によってつながっている人々。▽法律上は養親・養子などを含む(法定血族)。	同じ先祖をもつ血縁関係にある者(自然血族)及び法律上これと同視される者(法定血族)をいう。法定血族関係は、養子縁組によって発生し、離縁によって消滅する。六親等内の血族は親族となる(民七二五)。親子、祖父母孫を	ラテン語のcognatio(血族関係)に由来する習慣。(船田享二著『ローマ法第4巻』10頁)

		明鏡国語辞典	法律用語辞典	語源
			直系血族、兄弟姉妹などを傍系血族という→姻族	
55	相殺	相殺〔名・他サ変〕①貸し借り・損得などを互いに差し引きして帳消しにすること。②長所・利点などが互いに影響し合って効果を失うこと。「二大歌手の魅力を一させる企画」③二人が互いに同種の債権を負っている場合、一方の意思表示によって双方の債権を対当額だけ消滅させること。◆「殺（サイ）」はそぐ、へらす意。「そうさつ」は慣用読み。	二人が互いに同種の債務を負担し、双方の債務が弁済期にあるときに、一方の意思表示によって対当額について債務を免れること（民五〇五）。相殺ができるのは、双方の債権が相殺適状にあることが必要である。また、一定の場合、法律で相殺が禁止されている。双方の取立ての不便をなくし、一方の破産による債務弁済の不公平をなくす制度。→相殺適状	ラテン語のcompensatioに由来する。（ゲオルク・クリンゲンベルク著 瀧澤栄治訳 『ローマ債権法講義』 113頁）
56	故意	故意〔名〕①わざとすること。「—に人の足を踏む」②法律で、自分の行為から一定の結果が生じることを知りながら、あえてその行為をすること。「—犯」▽刑法では罪を犯す意思をいい、故意のない行為は原則として処罰しない。	[1] 罪を犯す意思のことで、犯意ともいい、犯罪の基本的要件の一つ（刑三八）。罪となる事実を認識し、かつ、その実現を意図又は認容することを内容とする。[2] 私法上、自己の行為から一定の結果が生じることを知りながらあえてその行為をすることを意味し、過失とともに、不法行為を成立させる主観的要件をなす（民七〇九）。→未必の故意	ラテン語のdolusに由来する。（ゲオルク・クリンゲンベルク著 瀧澤栄治訳 『ローマ債権法講義』 330頁）
57	無効	無効〔名・形動〕効力・効果がないこと。「切符が—になる」「—票」⇔有効	私法上では、法律行為が、何らかの理由により当事者の表示した効果意思の内容に従った法律上の効果を生じないこと。取消しの場合と異なり、何人の主張がなくても当然に効力を生ぜず、追認や時の経過によっても有効とならない。無効な売買契約に例をとれば、その契約に基づく権利義務は生じないので、契約の履行前であれば、物の引渡し、代金の支払を相互に請求できず、履行後であれば、物や代金の返還を請求することができる。無効の原因としては、錯誤、虚偽表示、目的の違法や不能、意思能力の欠缺（けんけつ）等のように法律行為一般に共通のもの	ラテン語のnullus（無効な）とnullius momenti（効力のない）とnon valere（効力を有しない）に由来する。（船田亨二著 『ローマ法第2巻』 277頁）

		明鏡国語辞典	法律用語辞典	語源
			と、遺言における方式の欠缺、婚姻・縁組の場合の人違いなど特殊の法律行為に限定されるものがある。→無効の行政行為	
58	不動産	不動産〔名〕土地と、その定着物である建物など。⇔動産	土地及びその定着物をいう。不動産以外の物は、全て動産である（民八六①②）。その所在が一定していること、一般に高価なことから、沿革上、現行法上、動産と別個の取扱いを受ける。登記が物権変動の対抗要件とされる（一七七）ほか、権利の得喪変更に慎重な手続を要する（一三①〔3〕・八六四）。なお、本来は不動産ではないが法律上不動産と同様の取扱いを受けるもの（船舶（商六八六・六八七・八四八等）、工場財団（工抵一四①）、鉱業権（鉱業一二）等）がある。	ローマ法上、不動産や奴隷のような重要資産はレス・マンキピ（res mancipi, 手中物）に由来する。取得時効・使用取得（usucapio）成立の期間が2年。（オッコー・ペーレンツ著 河上正二訳 『歴史の中の民法』 200頁）
59	利息	利息〔名〕金銭を貸した報酬として、貸し主が借り主から一定の割合で定期的を受け取る金銭。利子。⇔元金	⇒利子	usura centesima（利息）に由来する。（船田享二著 『ローマ法第3巻』 512頁）
60	約定	約定〔名・他サ変〕約束して取り決めること。契約。「一書」	[1] 当事者間の任意の合意により、一定の事項について取り決めること。「約定」は特に金額、利率、期間など数量で示される事柄について用いられることが多い。例、「約定利率」（民四一九①）、「損害賠償の額を約定する」（四四七②）、「法定又ハ約定ノ期間」（手七三）。[2] 「やくてい」とも読んで、郵便関係の国際条約の標題に用いられる。例、「郵便送金業務に関する約定」（平一七条一七）。→約束	pactum, willensubereinstimmung（意思の一致）の複合的意味からなる。（古田裕清著 『翻訳語としての日本の法律用語』 175頁）
61	異議	異議〔名〕異なった意見。特に、ある意見や処置などに対して、不服・不賛成の意見。「一を唱える」	一般的には、他人の行為について、①反対、不服の意思を表すこと、②不当、違法として法律上の手段で争うこと。[1] 民法上は①を指す（四六八①）が、[2] 民事訴訟法上は、一般に裁判所や相手方の行為を不当、違法として訴訟法上その効力を争うことを指す（二〇二③等）。[3] 刑事訴訟法上は、裁判所や相手方の手続違背の効力などを争う何らかの意味での不服申立ての意思表示を意味する（三〇九）。[4] 行政法上は、主に処分庁に対する不当	他人の行為について反対不服の意思を示し、法律上の手段で争うこと。widerklage（訴え返す）に由来する。（古田裕清著 『翻訳語としての日本の法律用語』 183頁）

		明鏡国語辞典	法律用語辞典	語源
			申立てを意味する（行審三等）。	
62	和解	和解〔名・自サ変〕①仲直りすること。「父と一する」②民事上の紛争で、当事者が譲り合って争いをやめること。また、その契約。「一金」	当事者が互いに譲歩して、その間に存在する争いをやめることを約する契約。裁判外の和解と裁判上の和解とがあり、前者は民法にいう和解であり（六九五）、後者は更に、訴え提起前の和解と訴訟上の和解とに分けられる（民訴二七五・八九）。→裁判外の和解、裁判上の和解、訴え提起前の和解、民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解	der vergleichに由来する。（古田裕清著『翻訳語としての日本の法律用語』185頁）
63	承諾	承諾〔名・他サ変〕相手の依頼・要求などを了解して、受け入れること。「一を得る」「事後一」	[1] 申込みと結合して契約を成立させる意思表示（民五二一等）。[2] 一定の事実の承認あるいは一定の事実への合意の意に用いられることもある（民三七七・四六七・六一二等、刑二〇二・二一三等）。[3] 憲法上、予備費を支出した場合は国会の承諾を得なければならない（八七）が、これは事後承諾の意味に用いられている。→許諾、被害者の承諾、観念の通知	ドイツ語のannehmen（引き受け）に由来する。（古田裕清著『翻訳語としての日本の法律用語』178頁）
64	意思	意思〔名〕①心に思うところ。気持ち。考え。特に、ある意図をもって物事を行うとき、その行動のもとになる考えや意見。「隣人と一を通じ合う」「賛成の一を表示する」②刑法で、自分がしようとする行為に対する認識。民法で、法律上の効果を派生させようという意欲。「一表示」◆《表記》⇒意志	[1] 民法上は、表示行為の直接の原因となる心理作用、すなわち、欲求ないし承認、特に権利義務の変動に向けられたものをいう。[2] 刑法上は、自分がしようとする行為に対する認識をいう。「犯意」と同じ意味に用いる場合もある。→故意、意志	ラテン語でvoluntasに由来する。（研究社新英和中辞典）
65	契約	契約〔名・他サ変〕約束すること。特に、当事者の合意によって法的効果を生じさせる約束をすること。また、その約束。「球団が選手と一する」「一を結ぶ」「賃貸一」	相対立する二つ以上の意思表示の合致（合意）によって成立する法律行為。同じく意思表示を要素とする法律行為であっても複数の意思表示からなる点で単独行為と異なり、相対立する意思表示からなる点で合同行為と異なる。広義では、複数の意思表示によって成立する法律行為を広く指し、合同行為も含めていうことがある（例、組合契約（民六六七））。→公法上の契約	ラテン語のcontractus（諾成契約）、verbis（言語契約）、clit-terisに由来する。（船田亨二著『ローマ法第3巻』71頁）

		明鏡国語辞典	法律用語辞典	語源
66	保証	保証〔名・他サ変〕①確かであると請け合うこと。「品質〔身元〕を一する」②債務者が債務を履行しない場合、これに代わって他の者が債務を履行する義務を負うこと。「一人」「連帯—」	[1] 狭義では、一定の債務が履行されない場合にその債務を主たる債務者に代わって履行する義務を負うこと。人的担保の典型で、民法上の保証については、四四六条以下に規定がある。[2] 広義では、他人に対し、一定の場合にその者について生じた損失を引き受けること。身元保証がこの例であり、ほぼ「担保」と同義。	ローマ法では、信命(Pideiussio)が保証という制度とされていた。(ゲオルク・クリンゲンベルク著 瀧澤栄治訳『ローマ債権法講義』152頁)
67	悪意	悪意〔名〕①人を憎み害を加えようとする、邪悪な心。わるぎ。「—を持つ」②悪い意味。「発言を—に取る」③法律上の効力に影響を及ぼすような事実を知っていること。盗品と知りつつ買うなど。「—の占有」◆⇔善意	[1] ある事実を知っていることをいう。道徳的な善意とは無関係。例えば、民法の不当利得に関する「悪意の受益者」(七〇四)は、自分の受けた利益が法律上の原因なしに得た利益であることを知っただけで、悪意があったと解されない。→悪意占有、善意 [2] 例外的に、他人を害する意思。例えば、離婚原因の一つとして民法が規定する「悪意で遺棄されたとき」など(七七〇① [2])。	ラテン語のdolusに由来する。ローマ法上いくつかの意味がある。(ゲオルク・クリンゲンベルク著 瀧澤栄治訳『ローマ債権法講義』338頁)
68	解散	解散〔名・自他サ変〕①集会・団体行動などが終わって参加者が別れていくこと。「現地—」⇔集合②集団・団体・法人などが一定の手続きを経て組織を解くこと。「劇団が／を—する」③議会で、任期満了前に全議員の資格を失わせること。国会では衆議院のみに認められる。	[1] 人の集団が分散して、ばらばらになること。[2] 衆議院又は地方公共団体の議会において、その議員の全員について任期満了前に議員たる資格を失わせる行為。→議会の解散 [3] 法人その他の団体が、その目的である本来の活動をやめ、財産関係の整理をし、清算をする状態に入ること。→会社の解散、清算	不明
69	動産	動産〔名〕民法上、不動産以外のすべての物。現金・家財・商品・株券・公社債など。⇔不動産	[1] 民法上は、不動産以外の物全てをいう(八六②)。更に、無記名債権のように動産とみなされる物がある一方で、船舶のように一見動産であるが特別法により不動産に準じて取り扱われる物がある。[2] 民事執行法上、強制執行の目的物としての動産には、登記できない土地の定着物などが更に含まれる(一二二①)。→不動産	非手中物(res nec mancipi, 手中物には属さないその他一切の物が非手中物に属す)に由来する。取得時効、使用取得(usucapio)成立の期間が1年。(ゲオルク・クリンゲンベルク著 瀧澤栄治訳『ローマ物権法講義』3頁)

		明鏡国語辞典	法律用語辞典	語源
70	元本	元本〔名〕①元金。もとで。「―が不足する」②利益・収入を生みだすもととなる財産や権利。預金・債券・株券・著作権・貸家など。「―保証付き」	広く、使用の対価として収益を生ずる財産をいうが、普通は、法廷果実を生ずる元物（げんぶつ）（例えば、地代に対する貸地）をいい、そのうち特に預金や貸金などの元金をいう場合が多い（例、所税一〇①）。有体物だけでなく、使用の対価をとる特許権、電話加入権等の権利も元本に含まれる。→元物	不明
71	離婚	離婚〔名・自サ変〕夫婦が法律上の婚姻関係解消すること。「―届」	生存中に婚姻を解消すること。民法上、協議による離婚と裁判上の離婚の制度があり（七六三～七七一）、更に、家事事件手続法による調停、審判の制度があり、離婚の訴えをするにはまずこの調停の申立てをしなければならない（二五七①）。→協議離婚、裁判上の離婚、離婚原因、家事審判法	ラテン語のrepudium（離婚）に由来する。（船田享二著『ローマ法第4巻』110頁）
72	配偶者	配偶者〔名〕夫からみて妻を、妻からみて夫をいう語。「―控除」	夫婦の一方からみた他方のこと。すなわち、夫からみた妻、妻からみた夫のこと。配偶者の身分は婚姻によって取得され、婚姻の解消又は取消しによって失われる。内縁の夫婦は互いに配偶者とはいえないが、社会保障関係の法律などでは、配偶者に準じた保護が与えられている。	不明
73	善意	善意〔名〕①善良な心。他人のためを思う心。好意。「―からした行為」②ある事柄についての、よい方の意味。よい見方。「―に解釈する」③法律上の効果を生じさせる一定の事情を知らないこと。▽私法上、原則として善意の行動は保護され、責任は軽減される。◆⇔悪意	法律用語としては、ある事実を知らないことをいい（例、民九四②・一九二等）、ある事実を知っていることをいう悪意に対する。いずれも、日常用語とは異なり、道徳的意味を含まない。なお、ある事実を疑わしいと思っている場合も、積極的に知っているとはいえないので、占有の場合（一六二②・一八九・一九二等）を除き、通常は善意に当たる。→悪意、善意占有	ラテン語のbonafidesに由来する。（ゲオルク・クリンゲンベルク著 瀧澤栄治訳『ローマ物権法講義』71頁）
74	養子	養子〔名〕養子縁組によって子となった人。⇔実子	養子縁組により養親の嫡出子としての身分を取得した者（民八〇九）。実子に対する。また、養子縁組の意味で使用される場合もある。未成年者を養子とし、又は後見人が被後見人を養子と	ラテン語のadrogatio（民会の介入の下に家長が他の自主権者を養子とする場合）とadoptio（家の長が他

		明鏡国語辞典	法律用語辞典	語 源
			<p>する場合には、家庭裁判所の許可を要する。また、尊属又は年長者は養子とすることができない（民七九二～七九八）。→養子縁組、実子</p>	<p>の家長の家子を養子とする場合)に由来する。(船田亨二 ローマ法第4巻 162頁)</p>
75	戸籍	<p>戸籍〔名〕夫婦とその未婚の子とで構成され、各個人の氏名・生年月日・性別・家族関係などを記載した公文書。戸籍法に基づいて作成され、本籍地の市区町村長が管掌する。</p>	<p>戸籍法に基づいて作成される国民各個人の身分関係を公証する公文書(ただし、天皇及び皇族の身分に関する事項については、皇統譜に登録され、戸籍法は適用されない)。原則として、その市町村の区域内に本籍を定める夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに編製される。正本と副本があり、正本は本籍地の市役所又は町村役場に置かれ、副本は管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局に保存される。→皇統譜</p>	<p>中国の短冊を簡、それを糸で綴って巻物にした物を籍といい、奈良時代に伝来したものに由来する。(鈴木勝生「戸籍制戸に関する一考察」2頁)</p>
76	添付	<p>添付〔名・他サ変〕書類などに、その補足となるものを付け加えること。「確定申告書に領収書を—する」</p>	<p>[1] 民法上は、付和、混和及び加工の総称。所有者の異なる二個以上の物が結合して分別できなくなった場合(付合、混和)又は他人の物に工作を加えて新たな物を生じた場合(加工)、所有権の得喪が生じる(二四二～二四八)。[2] 国際法上は、領海内での新島の出現などの土地の自然の拡張によって領土を取得すること。</p>	<p>akzession(付け足し)に由来する。(古田裕清著『翻訳語としての日本の法律用語』182頁)</p>
77	撤回	<p>撤回〔名・他サ変〕一度提出・公表した事柄を、あとで取り下げる。「処分の—を求める」</p>	<p>[1] 過去になされた行為の効力を将来に向かって消滅させること(国会五九、電波一〇二の八③、特定商取引六等)。[2] 講学上の概念として、私法上、意思表示をした者がその効果を将来に向かって消滅させ、また、公法上、瑕疵(かし)なく成立した行政行為について、新たな事情が発生したためその行政行為の効力を将来に向かって消滅させること。「取消し」が行為の時に遡って効力を消滅させるものであることに対比した概念として説かれる。この意味で撤回を表す場合にも、法律の規定上は、「取消し」の語が用いられていることが少なくない。→取消し</p>	<p>migrare(引越すこと), repellere(追い出すこと)の複合的意味からなる。意思表示ではなく、事実的な措置として把握されていた。(ゲオルク・クリンゲンベルク著 瀧澤栄治訳『ローマ債権法講義』128頁)</p>

		明鏡国語辞典	法律用語辞典	語源
78	法人	法人〔名〕人間ではないが、権利・義務の主体となる法律上の人格を認められた組織体。公法人と私法人、社団法人と財団法人、営利法人と公益法人・中間法人などに分けられる。⇨自然法人	自然人以外で、法律上の権利義務の主体となることを認められているもの。法人は法律の規定によってのみ成立する（民三三）。その本質については、法人擬制説、法人実在説、法人否認説等があり、その設立については、特許主義、許可主義、準則主義、自由設立主義などの立法主義がある。公法人・私法人、公益法人・営利法人、社団法人・財団法人、内国法人・外国法人等に分類される。	ラテン語のuniversitates personarum（社団法人）とun rerum（財団法人）に由来する。（船田亨二著『ローマ法第2巻』208頁）
79	解除	解除〔名・他サ変〕①禁止・制限などをといて、もとの状態に戻すこと。「警報―」②一度成立した契約を一方だけの意思で取り消し、契約がなかったと同じ状態に戻すこと。「―権」	[1] 契約当事者の一方の意思表示によって、契約の効力を遡及的に消滅させ、契約が初めから存在しなかったと同じような法律効果を生じさせること。解除により、各当事者は、未履行債務については履行の要がなく、既履行債務については原状回復の義務を負い、また、損害賠償の請求ができる（民五四〇以下）。[2] 行政処分等に基づいて現存する継続的な法律関係の効力を将来に向かって消滅させることをいう場合もある（例、保安林の指定の解除（森林二六等））。→解除権、合意解除、解約、取消し	一方的な解消と同義。ラテン語のex tuncに由来する。（ゲオルク・クリンゲンベルク著瀧澤栄治訳『ローマ債権法講義』127頁）
80	扶養	扶養〔名・他サ変〕助け養うこと。生活の世話をすること。「―義務〔手当〕」	なし	ラテン語のtutorに由来する（おそらく多義語であると思われる。（船田亨二著『ローマ法第4巻』179頁）
81	給付	給付〔名・他サ変〕①国・公共団体などが、金品を支給すること。「年金〔制服〕を―する」「現物―」「付加―金」②債権の目的となっている、債務者の行為。たとえば売主が目的物を引き渡したり、被用者が労務を提供したりする行為をいう。▽買主が代金を支払ったり、雇用者が賃金を支払ったりする行為は「反対給付」という。	一般的には、債権の目的となる債務者の行為をいう。例えば、売主が買主に対し目的物を引き渡すこと。また、社会保険の関係で、被保険者に与えられる利益を保険給付という。給付の内容は、金銭その他の物の交付である場合もあれば、健康保険法における療養の給付のように、役務の提供である場合もある。給付は、その性質に応じ、作為給付（積極的に一定の行為をすること）と不作為給付（一定の行為をしないこと）、可分給付不可分給付などに分類される。→可分給付、作為債務、不作為債務、反対給付、保険給付	ラテン語のDebitum（債務者の負担の義務を示す言葉）に由来する。（船田亨二著『ローマ法第3巻』4頁）

		明鏡国語辞典	法律用語辞典	語源
82	委託	委託（委托）〔名・他サ変〕物事を他に頼んでまかせること。「世論調査を民間に一する」「一販売」《表記》→依託	一般に、法律行為又は事実行為を他人又は他の機関に依頼すること。〔1〕私法関係については、その一般的規律は民法が行っているが、特殊な形態として、仲立、取次ぎ、手形・小切手による支払委託などがある。〔2〕公法関係では、対等の国、地方公共団体等の機関の間又は少なくともその機関に対し特別な権力関係に服さない機関若しくは私人との間の具体的な事務又は業務の依頼に用いられる。→事務の委託	委託は、寄託（depositum）と委任（mandatum）の複合的意味からなる。（ゲオルク・クリンゲンベルク著 瀧澤栄治訳 『ローマ債権法講義』 175頁、255頁）
83	有価証券	有価証券〔名〕私法上の財産権を表示した証券で、その権利の移転または行使に証券を必要とするもの。手形・小切手・株券・債券・商品券など。	〔1〕財産権を表章する証券であって、その権利の移転、行使が証券によってされることを必要とするもの。手形、小切手、株券、貨物（かぶつ）引換証、船荷証券、倉荷証券など。権利を証券に化体することによって、円滑かつ安全な権利の行使及び権利の大量流通を可能にするためのものであり、このため、免責証券、要式証券、文言証券の性格をもつ。〔2〕なお、金融商品取引法上は、国債証券、地方債証券、社債券、株券など個別に列挙されたもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書が有価証券とされ（二①）、また、これに準ずる一定の金銭債権も有価証券とみなされている（二②）。〔3〕刑法上の有価証券については、⇒有価証券偽造罪	不明
84	利率	利率〔名〕元金に対する利息の比率。年利・日歩などで表す。利子率。「年五分の一」「法定一」	利息の元本（がんばん）に対する比率。通常、期間に応じて定められ、年利、月利、日歩（ひぶ）に区別される。→利子、元本、日歩、法定利率、約定（やくじょう）利率	ちなみにusura centesima（利息）に由来する。（船田亨二著 『ローマ法第3巻』 512頁）
85	売買	売買〔名・他サ変〕売ることと買うこと。売り買い。「株を一する」「一価格」	当事者の一方（売主）がある財産権を相手方（買主）に移転することを約束し、相手方（買主）がこれに対してその代金を支払うことを約束する契約。有償、双務、諾成の契約で、典型契約の一つとして民法に規定され（五五五～五八五）、その規定は、有償契約一般に準用される（五五九）。なお、商	emptio（買得行為）とvenditio（売り渡しの後）に由来する。（船田亨二著 『ローマ法第3巻』 127頁）

		明鏡国語辞典	法律用語辞典	語源
			人間の売買については、商法に若干の特例規定が設けられている（商二編二章）。	
86	理事	理事〔名〕①法人の業務を処理し、その法人を代表して権利を行使する機関。また、その役職。「一会」▽株式会社・有限会社では「取締役」という。②団体を代表して担当業務を処理する役職。	一般に、法人の一切の事務につき法人を代表し、かつ、対内的に一切の事務を執行する法人の機関。法令上、会社法における取締役のように他の名称を用いる場合もある。理事の任免は、例えば、一般社団法人では社員総会の決議、一般財団法人では評議員会の決議による。	ラテン語のsyndici（理事）に由来する。（船田亨二著『ローマ法第2巻』215頁）
87	慰謝料	慰謝料（慰藉料）〔名〕精神的な苦痛に対する損害賠償金。《表記》「慰謝料」は代用表記。「謝」はあやまる、「藉」は慰める意だが、全体の意味をくんで「慰謝料」と書く。	精神的損害に対する賠償金のこと。民法は、不法行為については明文の規定で「財産以外の損害」として精神的損害の賠償を認めている（七一〇）が、明文のない債務不履行についても一定の範囲で解釈上認められている。生命侵害及びそれと同程度の精神的苦痛を受けた場合には、被害者本人だけでなく、近親者にも認められる。慰謝料請求権の相続性について、判例は、被害者の意思表示の有無にかかわらず、それを認めている（最大判昭四二・一・一）。	ローマ法の損害を受けた当事者がかかる原因により請求することを公平とする額（quantum ob eam rem aequum videbitur）に由来する。（船田亨二著『ローマ法第5巻』182頁）
88	錯誤	錯誤〔名〕①まちがうこと。あやまり。「試行—」②その人の観念と事実とが一致しないこと。「時代—」	人の認識したこととその認識の対象である客観的な事実とが一致しないこと。[1] 私法上は、意思の欠缺（けんけつ）の一場合として説かれ、表示に対する意思が欠缺し、その意思の欠缺につき表意者の認識が欠けていることをいう。一般に表示上の錯誤、内容の錯誤、動機の錯誤に大別されるが、民法は、法律行為の要素すなわち重要な部分について錯誤（要素の錯誤）があるときは、その法律行為は無効とする（九五）。[2] 刑法上は、故意の阻却に関して問題となる。事実の錯誤（客体の錯誤、方法の錯誤、因果関係の錯誤）と法律の錯誤とに大別して論じられる。→事実の錯誤、法律の錯誤	ラテン語のerrorに由来する。（船田亨二著『ローマ法第2巻』286頁）

		明鏡国語辞典	法律用語辞典	語 源
89	組合	組合〔名〕①共通の目的や利害を持つ者が集まって出資し、共同の事業のために協力し合う組織。「協同〔信用・労働〕—」②「労働組合」の略。「—員」	[1] 民法上は、数人が出資して共同の事業を営むことを約することによって成立する団体（六六七）。法人格を持たない。→組合財産、組合債務、有限責任事業組合[2] 商法上の匿名組合（二編四章）。[3] 特別法で認められているものとして、①経済活動に関する事業遂行のためのもの（農業協同組合等）、②相互救済のためのもの（国民健康保険組合等）、③労働者の労働条件改善のための労働組合、(外)地方公共団体の組合等がある。→農業協同組合、国民健康保険組合、労働組合、地方公共団体の組合、公共組合	societas omnium bonorum（全財産の組合）、s quaestuum（獲得財産の組合）、salicuiusnegotiationis（特定の事業組合）等に由来する。（船田亨二著『ローマ法第3巻』206頁）
90	混同	混同〔名・他サ変〕本来区別しなくてはならないものを、同じものとして扱うこと。「自由と放縦を—する」「公私—」	[1] 異なるものが混ざり合って識別が困難になること、又は識別を困難になるように異なるものを混ぜ合わせる。例、「各投票所及び期日前投票所の投票を開票区ごとに混同して」（公選六六②）。→混和[2] 民法上、相対立する二つの法律上の地位（例えば、債権と債務）が同一人に帰すること。債権と債務とが同一人に帰したときには、その債権が第三者の権利の目的となっている場合を除き、債権は混同によって消滅する（民五二〇）。所有権と制限物権及び制限物権とその上の物権についても同様（一七九）。	confusioに由来する。混同とは債権者の地位と債務者の地位が同一人に帰属することをいう。（ゲオルク・クリンゲンベルク著 瀧澤栄治訳『ローマ債権法講義』120頁）
91	解約	解約〔名・他サ変〕契約や約束を取り消すこと。「保険を—する」	賃貸借のような継続的な契約関係において、契約当事者の一方の意思表示により、契約の効力を将来に向かって消滅させること。講学上は、解除と区別して、解約告知又は告知ともいわれるが、法令では、解約のことを解除という場合も多い。解約することができる権利（解約権又は告知権）は、法律の規定（民六一七以下等、借地借家二七等、農地一八等）又は当事者の契約に基づいて生ずる。契約に期間の定めのないときはいつでも解約できるのが原則であるが、借家関係や小作関係では一定の制限がある。契約に期間の定めのあるときは、原則として、債務不履行を理由とする場合に限り解約できる。→告知、合意解約、解除	ラテン語のex tunc（その時から）、ex nunc（今から）に由来する（ゲオルク・クリンゲンベルク著 瀧澤栄治訳『ローマ債権法講義』125頁）

		明鏡国語辞典	法律用語辞典	語源
92	詐欺	詐欺〔名〕人をだまして、金品を奪うなどの損害を与えること。「一師」▽法律では人を錯誤におとしいれる行為をいい、民法上、それによる意思表示は取り消すことができ、それによって財産を奪った場合は刑法上の犯罪が成立する。	他人をだまして錯誤に陥れる行為。民法上、詐欺によってした意思表示は取り消すことができるとされ（九六）、また、刑法上、他人を欺いて財物を交付させる行為は、詐欺罪を構成する（二四六）。→詐欺罪、詐欺破産罪	ラテン語のdolus malusに由来する。（船田享二著『ローマ法第2巻』292頁）
93	請負	請負〔名〕請け負うこと。特に、建築・土木工事の仕事を完成まで引き受けること。「一工事」	当事者の一方（請負人）がある仕事を完成することを約し、相手方（注文者）がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約する契約（民六三二等）。家屋の建築や洋服の仕立てなど有形的な仕事ばかりでなく、物の運搬、講演、演奏など無形的な仕事でもよい。労務供給契約の一種で、諾成・有償・双務契約である。報酬は、後払いが原則である。	ラテン語のl.c.operisに由来する。（ゲオルク・クリンゲンベルク著 瀧澤栄治訳『ローマ債権法講義』240頁）
94	雇用	雇用（雇傭）〔名・他サ変〕賃金を払って人をやとうこと。「一条件」「終身一」《表記》「雇」も「傭」もやとう意。全体の意をくんで、「雇用」を代用表記としたもの。	一般的には、一定の労務に従事させることを目的として有償で人を雇うこと。〔1〕当事者の一方が相手方に対して労務に服することを約し、相手方がこれに対して報酬を与えることを約する諾成・有償・双務契約（民六二三）。委任、請負と同じく労務を提供する契約の一種であるが、労務提供者に大幅な裁量権が与えられておらず、使用者の指揮に従う点で委任と異なり、仕事の完成が要素となっている請負とも区別される。現在では、雇用に関する規制の多くが労働法によってなされている結果、民法の適用下にあるのは、同居の親族だけを使用する事業と家事使用人だけである（労基一一六②）。〔2〕労働法上、雇用関係とは、民法の規定による雇用関係のみでなく、労働者が事業主の支配を受けて、その規律の下に労働を提供し、その提供した労働の対償として賃金、給料その他これらに準ずるものの支払いを受けている関係をいう。労働者と事業主との間に事実上このような関係が	ローマの法生活において、雇傭は何ら重要ではなかった。大半は奴隷制の存在ゆえにこの制度の枠内で行われた。報酬支払い請求（actio locati）、労務提供請求（actio conducti）等がある。（ゲオルク・クリンゲンベルク著 瀧澤栄治訳『ローマ債権法講義』250頁）

		明鏡国語辞典	法律用語辞典	語源
			あれば足りる。	
95	着手	着手〔名・自サ変〕ある仕事にとりかかること。「新事業に―する」	⇒実行の着手	不明
96	共有	共有〔名・他サ変〕一つの物を二人以上の人々が共同で持つこと。「山林〔秘密〕を―する」「一地・―財産」⇔専有▽法律では、同一物の所有権が二人以上に属することをいう。	広くは共同所有の意味でも用いられるが、普通はその一形態として民法に規定されている共有（二四九～二六二）を指し、一個の所有権を二人以上の者が量的に分有する形態。各共有者の有する権利を持分（権）というが、各共有者はこれを自由に処分することができる。民法はその他、共有物の使用、変更、管理、負担、分割請求等について規定している。なお、民法は組合財産、共同相続財産について共有としているが（六六八・八七八）、学説は、組合財産はその本質は合有であるとするのが有力。→共同所有、総有、合有、準共有、共有物分割の訴え、株式の共有、船舶共有者	ラテン語のcommunio proindiviso, condominiunに由来する。（ゲオルク・クリンゲンベルク著 瀧澤栄治訳『ローマ物権法講義』44頁）
97	申し込み	申し込み〔名〕申し込むこと。「購読の―を済ませる」《表記》公用文では「申込み」。慣用の固定した「申込書・申込人」などは、送りがなを付けない。	特定の内容の契約を締結しようという一方的意思表示（民五二一～五二四）。相手方の承諾の意思表示と合致すれば直ちに契約が成立する点で、「申込みの誘引」と異なる。ある物の所有者がそれを売りたいという意思表示をし、ある人がそれを買いたいという意思表示をすれば売買契約が成立するが、この場合の売りたいという意思表示が申込みである。→申込みの誘引	契約を締結しようとする一方的意思表示。ドイツ語のwillenserklärungに由来する。（古田裕清著『翻訳語としての日本の法律用語』171頁）
98	認知	認知〔名・他サ変〕①ある事柄をはっきりと認めること。「標識を―する」②法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれた子を、その父または母が戸籍法の手続きによって自分の子と認め、法律上の親子関係を発生させること。	嫡出でない子について、その父又は母との間に、意思表示又は裁判により親子関係を発生させる制度（民七七九～七八九）。認知者が自ら意思表示を行う任意認知の方法と、子（又はその直系卑属、これらの法定代理人）の訴えに基付き裁判所が裁判によって認知を強制する強制認知の方法とがある。認知の結果、原則として子の出生時に遡及して認知者との間に親子関係が生ずる（七八四）。→胎児認知、強制認知	legitimatio（準正）に由来する。準正は婚姻外出生子をあたかも婚姻に因る出生子のように父の嫡出子としてその父権に服させる方法である。（船田亨二著『ローマ法第4巻』173頁）

51位から98位の語は、法律分野より非法律分野での使用が多い用語である。51位の「嫡出」は、法律分野で使用されていた件数は56件で、非法律分野では90件で、法律分野の比率が38.3%である。98位の「認知」は、法律分野での使用件数は65件で非法律分野は2259件で、法律分野の比率は2.8%である。本稿で取り上げた用語は、市民が比較的良好に使用する法律用語であることがわかる。

しかし、市民が日常的な場面で使用するからと言って、市民がその語の法的意味を理解しているわけではない。57位の「無効」は、『明鏡国語辞典』と『法律用語辞典』の解説内容に大幅な異なりがある。『明鏡国語辞典』では、効力や効果がなくなるという簡潔な説明である。一方、『法律用語辞典』では、「当事者の表示した効果意思の内容に従った法律上の効果を生じないこと」に加えて、混同されやすい「取消し」との比較、「無効」になってしまう原因も挙げられている。同様のことが、76位の「添付」、77位の「撤回」、85位の「売買」、88位の「錯誤」、96位の「共有」などにも見られる。これらの用語の『法律用語辞典』の解説は、民法の基礎知識がないと理解できない。そして、これらの用語は民法における重要な専門用語である。重要用語であるが故に、今後は、『明鏡国語辞典』と『法律用語辞典』の乖離を埋める解説が求められる。

3、おわりに

本稿は、日本においても、*Law Words: 30 essays on legal words & phrases*のような重要な民事関連法律用語の解説集を作成することを目的として、そのための準備段階の資料として、98語の民事関連法律用語についての法律用語辞典と国語辞典のそれぞれの解説と語源を整理したものである。

民事関連の法律用語には、「瑕疵」や「欠缺」のような常用漢字表にない漢字を使った法律用語があり、市民にとって難解であることは言うまでもない。しかし、このように読めない、書けない法律用語については、市民は辞書を引く、あるいは、実務家に意味を尋ねれば解決できる。「瑕疵」は「欠陥」、「欠缺」は「欠けていること」と説明を受ければ、理解をすることはそれほど困難ではないからである。しかし、日常的に使用している「法的な用語」に重要な法律専門用語の意味があっても、市民は、読める、書けるため、その「法的な用語」の意味がわかっていると誤解してしまう。仮にその「法的な用語」に法律専門用語の意味があることがわかったとしても、法学の基礎知識があることを前提としている法律用語辞典の解説は、一般市民の理解の助けとならない。

よって、今後の民法の法律用語の解説には、『明鏡国語辞典』と『法律用語辞典』の解説を比較して、量や質が異なる用語を選んで、両者の解説の乖離を埋める「解説」をすることが求められる。*Law Words: 30 essays on legal words & phrases*のように、市民の理解度を踏まえたストーリー性のある解説が効果的であろう。このような解説書の作成により、市民の民法の基本用語の

理解が促進され、民法の法理への理解が多少なりとも深まることが期待される。

(おおかわら まみ・高崎経済大学地域政策学部教授)

(かねみつ ひろゆき・高崎経済大学地域政策学部准教授)

謝辞：本研究にあたっては、平成26年度高崎経済大学特別研究助成金を頂きました。心から感謝の意を表します。

参考文献

- 荒木和夫／アーンスト・アンド・ヤング会計事務所（2009）『ドイツにおける現地法人（GmbH）設立の手引き』。
船橋諄一（1960）『物権法』有斐閣法律学全集 有斐閣。
船田亨二（1994）『ローマ法』第1～5巻 岩波書店。
船山泰範他（2009）『裁判員のための法律用語＆面白ゼミナール』法学書院。
古田裕清（2008）『翻訳語としての日本の法律用語』中央大学出版部。
ゲオルク・クリンゲンベルク（2007）『ローマ物権法講義』瀧澤栄治訳 大学教育出版。
後藤昭監修・日弁連裁判員制度実施本部の法廷用語日常語化プロジェクト編（2008）『裁判員時代の法廷用語』三省堂。
後藤昭監修・日弁連裁判員制度実施本部の法廷用語日常語化プロジェクト編（2008）『やさしく読み解く裁判員のための法廷用語ハンドブック』三省堂。
法令用語研究会（2014）『有斐閣 法律用語辞典 第4版』有斐閣。
Law Words: 30 essays on legal words & phrases（1995）Center for Plain Legal Language。
前田雅英他（2006）『裁判員のためのよく分かる法律用語解説』立花書房。
松本恒雄他編（2006）『日本法への招待 第2版』有斐閣。
宮崎由美・田中牧朗（2013）「法律用語「作為」を中心とした辞書記述の提案—法律語義と一般語義の類語関係をふまえて」『第32回社会言語学科学会発表論文集』。
Nolo Editors, G. Hill & K. Hill（2009）*Nolo's Plain-English Law Dictionary*, Nolo。
大河原眞美（2009）『裁判おもしろことば学』大修館書店。
オッコー・ペーレンツ（2001）『歴史の中の民法』河上正二訳 日本評論社。
竹林茂他編（2003）『新英和中辞典』研究社。
田中牧朗（2013）「民法用語の分かりにくさの類型と対応策」第7回司法アクセス学会学術大会報告原稿。
田中牧朗・宮崎由美（2013）「法律用語と日常語の語義の違いと連続性」『第31回社会言語学科学会発表論文集』、154-55頁。
柚木馨他（1982）『担保物件 第三版』瀧澤栄治訳 有斐閣。